

「慢性期入院医療の包括評価に関する平成16年度調査」について
～平成16年度中間報告～

平成16年11月
診療報酬調査専門組織慢性期入院医療包括評価調査分科会長
池上直己

- 当分科会は、中央社会保険医療協議会基本問題小委員会の付託をうけ、今年度、下記の日程により、慢性期入院医療の包括評価に関する調査の具体的な調査設計について検討を行い、別紙の調査を実施することが妥当であるとの結論を得たので報告する。

【検討の日程】

7月8日

- ・昨年度分科会における審議の整理
- ・慢性期入院医療の包括評価調査の具体的な調査設計について（1）

7月30日

- ・慢性期入院医療の包括評価調査の具体的な調査設計について（2）

8月27日

- ・慢性期入院医療の包括評価調査の具体的な調査設計について（3）

（別紙）慢性期入院医療の包括評価に関する平成16年度調査の調査設計
について

慢性期入院医療の包括評価に関する平成16年度調査の
調査設計について

1. 調査の目的

- 療養病棟等に入院している慢性期入院患者に係る患者特性及びサービス提供の実態を把握し、また、同一の患者特性調査票を用いて、慢性期入院医療の患者像及び分布の把握を行い、中央社会保険医療協議会における療養病棟等における慢性期入院医療の病態、日常生活動作能力（ADL）等に応じた包括評価に関する基礎資料を提供することを目的とする。

2. 調査対象病棟

- 慢性期入院医療の患者像等を適切に評価するために、下記の病棟を中心として、患者特性調査、コスト調査、タイムスタディー等を実施する。
 - ・ 医療保険療養病棟
 - ・ 介護保険療養病棟
 - ・ 特殊疾患療養病棟（1、2）
 - ・ 一般病棟入院基本料Ⅱ群の3を算定している一般病棟
- 一貫した調査票で患者像を把握し、医療機能の分化を適切に評価するために、上記病棟に加え、下記の病棟において患者特性調査のみを実施する。
 - ・ 回復期リハビリテーション病棟

3. 調査票

(1) 患者特性調査票

- 慢性期入院医療の患者像を適切に把握できる調査項目とすることを目的として、過去に実施された実績のある調査における調査項目を整理した下記の項目を調査項目とする。

<おもな調査項目>

(患者特性に関する項目)

年齢、入院期間、要介護認定取得の有無、問題行動、ADL、痴呆、疾患、病状や栄養状態の程度 等

(医療提供に関する項目)

治療、処置、リハビリテーション実施の状況、薬剤使用の状況 等

(2) コスト調査票、タイムスタディー調査票等

- 過去に実施された実績のある調査における調査を参考として作成した調査票に基づき実施する。
- タイムスタディーについては、自記式とする。

4. 患者特性調査に係る調査期間・調査間隔

- タイムスタディー実施日に入院している全ての患者を調査対象として患者特性調査を行う。患者特性調査は、タイムスタディー実施日を基準日とし、その前後3日以内実施して調査票に記入する。(タイムスタディーを実施しない調査対象病棟においては、設定された調査基準日に入院している全ての患者を調査対象として患者特性調査を、調査基準日の前後3日以内に行う。)
- 新規入院患者(患者特性調査の調査日に入院していた患者のうち調査日からさかのぼって2週間以内入院した患者)については、上記の調査基準日から2週間後に患者特性調査を再度実施する。